

家畜の飼養を始める方へ

奈良県食農部畜産課

家畜の飼養にあたっては、守るべき法令がいくつもあります。よくご理解いただいたうえで適切に飼養してください。

新たに家畜の飼養を始めようとされる場合には、まず奈良県畜産課、市役所及び町村役場の農林担当課へご連絡ください。

家畜伝染病予防法に関すること（窓口：県畜産課）

◎家畜に該当する動物

家畜伝染病予防法における家畜とは牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、みつばちです。

なお、愛玩用として飼養する場合でも、法令が適用されますのでご注意ください。

◎「飼養衛生管理基準」の遵守

家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、家畜の飼養者が守らなければならない衛生管理基準が家畜伝染病予防法に定められています。（家畜伝染病予防法第12条の3）

◎「埋却地」の確保（馬は除く）

口蹄疫や高（低）病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合、迅速に終息させるため飼養家畜を処分し埋却することとなります。

飼養衛生管理基準により、埋却地等は家畜の所有者があらかじめ準備することが規定されています。

◎「定期報告」の義務

家畜の飼養状況や衛生管理状況等について、毎年1回（2月1日時点）、知事（家畜保健衛生所）への報告が義務づけられています。（家畜伝染病予防法第12条の4）

◎家畜伝染病予防法に基づく検査の受検

家畜の飼養者は監視伝染病の発生を予防・予察するため、発生の状況等を把握するための検査を受検する必要があります。検査の実施については、家畜保健衛生所から連絡があります。（家畜伝染病予防法第5条）

◎死亡牛の届出と BSE 検査

特定症状※₁を呈する牛もしくは、特定症状以外の BSE が否定できない症状※₂を呈する牛が死亡した場合、死体を検案した獣医師又は所有者は、遅滞なく、知事（家畜保健衛生所長）へ届け出なければならないと規定されています。

※1 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

※2 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの
（感染性、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

関係法規：牛海綿状脳症特別措置法

なお、牛、馬、豚、めん羊、山羊の死体については、許可を受けた施設以外で処理（解体、埋却、焼却等）することは禁止されています。

それ以外の家畜（鶏など）の死体についても、産業廃棄物として適切に処理しなくてはなりません。自己所有地内であっても、埋却、野外焼却の行為は違法です。

関係法規：化製場等に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

（窓口：県畜産課）

一定頭数以上（牛 10 頭、馬 10 頭、豚 100 頭、鶏 2,000 羽以上）を飼養する畜産農家は、構造設備に関する基準に適合した堆肥舎等の管理施設において家畜排せつ物を適切に管理しなければなりません。

なお、家畜の飼養数が一定頭数未満で、管理基準の適用を受けない小規模な家畜飼養者にも、その家畜排せつ物について適正な管理を行ってください。

畜舎や堆肥舎等を建てる場合の届出等

◎水質汚濁防止法……（窓口：県景観・環境総合センター）

次に該当する場合は水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出が必要となります。

豚房施設（総面積 50㎡以上）

牛房施設（総面積 200㎡以上）

馬房施設（総面積 500㎡以上）

※畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、一の事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜舎の畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となります。

◎奈良県生活環境保全条例……（窓口：県景観・環境総合センター）

水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出対象以外の場合で、次に該当する場合は、奈良県生活環境保全条例に基づく汚水等排出施設（畜舎）の届出が必要となります。

豚（生後5月未満のものを除く）の飼養頭数が50頭以上

牛、馬の飼養頭数（又はこれらの合計）が20頭以上

◎土壤汚染対策法……（窓口：県水・大気環境課）

一定の規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更を行う場合は、届出が必要となります。

◎農地法……（窓口：市町村農業委員会）

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農地の場合、農地転用の許可（農業委員会を経由して知事の許可）が必要となります。

◎化製場等に関する法律……（窓口：県各管轄保健所）

県の条例で定められた指定区域（市街地や観光地など）において、次に該当する家畜を飼養又は収容しようとする場合は、知事（保健所長）の許可を受けなければなりません。

牛、馬、豚 1頭以上

めん羊、やぎ 4頭以上

鶏（30日齢以上） 100羽以上

あひる（30日齢以上） 50羽以上

◎土地利用に関する法律・条令……（窓口：県県土利用政策課）

土地利用に関する規制法令等の担当課を案内しています。

例：宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、河川法、森林法、自然公園法 など

堆肥を肥料として生産及び販売する場合の届出

◎肥料取締法……（窓口：県農業水産振興課）

家畜の排せつ物やたい肥は特殊肥料にあたり、肥料として生産及び販売するには届出が必要になります。

蜜蜂を飼う場合の飼育の届出等

◎養蜂振興法……（窓口：県畜産課）

蜜蜂を飼育する場合は、飼育の届出等が必要になります。

養蜂業者は、奈良県の区域内に転飼しようとするときは、あらかじめ転飼許可申請書を提

出し、奈良県知事の許可を受ける必要があります。

動物用医薬品、飼料、飼料添加物などの適正使用（窓口：県畜産課）

動物用医薬品、飼料、飼料添加物などに、対象動物や使用（給与）方法が記載されているかを確認し、記載されている場合は、それに従って適正に使用してください。

牛の耳標の装着、出生・異動等の届出（窓口：農林水産省近畿農政局 等）

◎牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法 （牛トレーサビリティ制度）

牛は個体識別番号により一元管理されています。

牛の出生、譲り渡したとき（譲渡）、譲り受けたとき（転入）、死亡したときには届出が必要になります。

届出には農家コードが必要になります。新たに農家コードを取得しようとする場合は、事前に農林水産省近畿農政局に連絡してください。

牛トレーサビリティ制度についての詳細は、下記サイトをご確認ください。

農林水産省 HP 「牛・牛肉のトレーサビリティ」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>



（独）家畜改良センターHP 牛の個体識別情報検索サービス 農家向けマニュアル
<https://www.id.nlbc.go.jp/data/manual.html>



<相談窓口>

◎家畜伝染病予防法に関すること

県畜産課 0742-27-7450

◎家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること

県畜産課 0742-27-7450

◎水質汚濁防止法・奈良県生活環境保全条例に関すること

県景観・環境総合センター ０７４４－４７－３８０５
奈良市環境政策課 ０７４２－３４－４５９１

◎土壌汚染対策法に関すること

県水・大気環境課 ０７４２－２７－８７３７
奈良市環境政策課 ０７４２－３４－４５９１

◎農地法（農地転用）に関すること

市町村農業委員会（市町村農林担当課）

◎化製場等に関する法律に関すること

県管轄各保健所
奈良市保健所生活衛生課 ０７４２－９３－８３９５

◎土地利用に関する法律・条令に関すること

県県土利用政策課 ０７４２－２７－８４８４

◎特殊肥料の届出に関すること

県農業水産振興課 ０７４２－２７－７４４２

◎蜜蜂に関すること

県畜産課 ０７４２－２７－７４５０

◎飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関すること

県畜産課 ０７４２－２７－７４４８

◎動物用医薬品の適正使用に関すること

県畜産課 ０７４２－２７－７４５０

◎牛トレーサビリティ制度に関すること（新規農家コードの登録）

農林水産省近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 ０７５－３６６－３８００

※奈良市は中核市であるため、保健衛生、環境保全等の行政分野について県から移譲されており、市で対応することとなります。（水質汚濁、土壌汚染、化製場等に関する法律）